

大 分 県

宅地建物取引士資格登録申請等の手引き

注意事項

- ・ 土木事務所のコピー機は使用できません。
副本や控えにつきましては各自でご準備いただくようお願いいたします。
- ・ 原則申請者本人が来所の上、書類を提出してください。
- ・ 各種申請ごとに提出先が異なる場合がありますので、事前にご確認ください。

令和 7 年 7 月
土木建築部建築住宅課

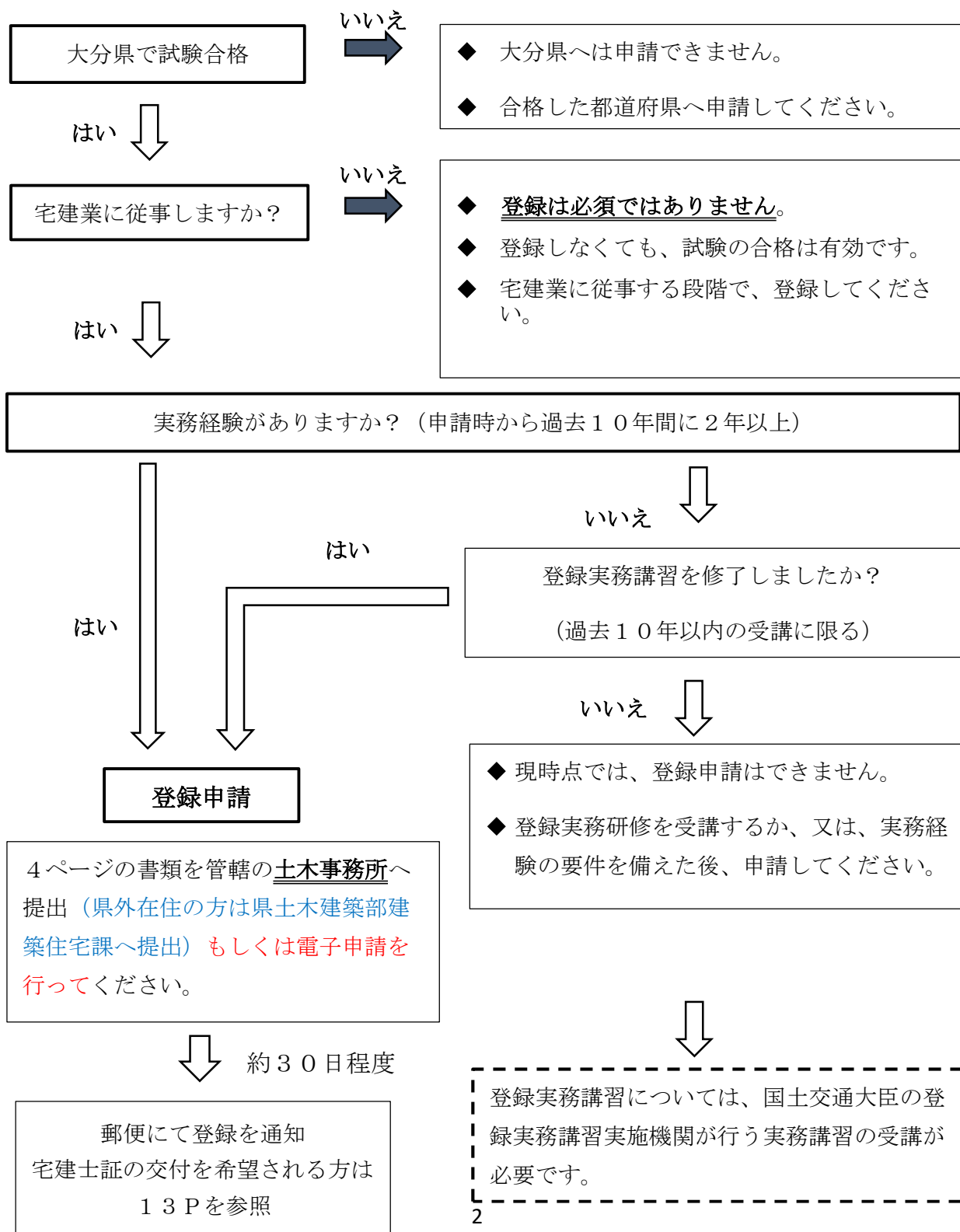
目 次

1. 宅地建物取引士資格登録申請について	2
(1) 登録申請フロー	2
(2) 登録可能な方	3
(3) 登録申請に必要な提出書類等	5
2. 宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更申請	7
(1) 変更登録申請フロー	7
(2) 提出書類等	8
① 変更登録申請	8
② 書換え交付申請	9
3. 宅地建物取引士資格登録移転の申請	11
4. 宅地建物取引士証の交付申請・再交付申請	13
(1) 交付申請フロー	13
(2) 提出書類等	14
① 交付申請	14
② 再交付申請	15
5. 講習（法定講習）を県外で受講する場合	16
6. 宅地建物取引士証の有効期間が満了した場合	17
7. 宅地建物取引士死亡等届出書	18
8. 登録消除申請	19
9. 提出先一覧・市区町村コード一覧（県内）	20
10. 記入例	22

1. 宅地建物取引士資格登録申請について

宅地建物取引士資格試験合格後、宅地建物取引士として業務に従事しようとする場合は、合格した試験地の都道府県知事の登録を受ける必要があります。

(1) 登録申請フロー



(2) 登録可能な方

次の①～③のすべてを満たす方

①宅地建物取引士資格試験に合格している方

②次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方

(ア) 宅地建物取引業の実務経験が申請時から過去10年以内に2年以上、ある方

※計算は月単位で行い、1月に満たない日数については20日を1月として計算すること)

注) 実務経験とは、顧客への説明、物件調査、交渉、書類作成等、具体的な取引の業務に従事した経験(試験合格の前後を問いません)

なお、受付、秘書、総務、人事、経理、財務等の一般管理業務、このほか単に補助的な事務は、実務経験とみなされません。

(イ) 国土交通大臣の登録実務講習実施機関が行う登録実務講習修了後、10年以内の方 ※交付年月日でないことに注意してください。

(ウ) 国、地方公共団体又はこれらの出資を伴い設立された法人における宅地又は建物の取得、交換又は処分に関する業務に主として従事した期間が申請時から過去10年以内に2年以上ある方

③宅地建物取引業法第18条第1項各号に掲げる欠格要件に該当しない方

注) 宅地建物取引業法第18条第1項第6号及び第7号については、以下の該当要件を確認してください。

第6号(抜粋) 拘禁刑以上の刑の執行が終了したか、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

➡ 執行猶予期間中の方も該当します。ただし、執行猶予期間が満了後、その翌日から登録申請可能です。

第7号(抜粋) 下記による罰金刑の執行が終了したか、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

■ 宅地建物取引業法違反

■ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定違反

- 刑法の傷害、現場助勢、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任の罪を犯したこと
- 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したこと

(3) 登録申請に必要な提出書類等（正副２部、県外在住者は１部）

①提出書類

【紙申請の場合】

(1) 登録申請書（様式第５号）

(2) 誓約書（様式第６号）

(3) 実務経験証明書（様式第５号の２）または、登録実務講習の修了証明書

※修了証明書は登録申請日から１０年以内に修了したものであれば有効となります。

(4) 住民票

※申立書（HP掲載）に住民基本台帳コードを記載することによって住民票の添付省略可能

(5) 身分（身元）証明書（本籍地の市区町村長発行のもの）

※成年被後見人及び被保佐人とみなされる者に該当しない旨の証明（禁治産者、準禁治産者ではないと表示されています。）並びに破産者に該当しない旨の証明

※外国籍の方は、身分証明書に関する誓約書を提出（様式は県庁HPに掲載）

(6) 成年被後見人、成年被保佐人として登記されていないことの登記事項証明書（成年後見制度、法務局発行）

(7) 試験合格証書の写し

(8) 顔写真（縦３ｃｍ×横２．４ｃｍのカラー写真）

※６か月以内に撮影された、無帽、正面、上半身、無背景のもの

(9) 登録手数料（額面３７，０００円分の大分県収入証紙もしくはキャッシュレスにて納付）

※証紙は各土木事務所で販売しているほか、県外からお買い求めの場合は大分県職員消費生活協同組合売店にて郵送販売にてお求めください。

注）その他、申請内容により、別途必要な書類を提出いただくことがあります。

備考： 上記（１）～（３）の各様式については、県庁ホームページからダウンロード可能です。また、（一社）大分県宅地建物取引業協会でも取り扱っています。

上記（４）～（６）については、申請日から３ヶ月前以内に発行された証明書に限ります。

【電子申請の場合】

●上記（２）～（８）の提出書類を添付して下さい。

●上記（９）登録手数料について

※申請先から納付の連絡があったとき、電子申請画面最下部「印刷」ボタンから申請画面を印刷したものを持参もしくは同封の上、速やかに納付下さい。

- ・県内在住者・・・住所地を管轄する土木事務所（別府、大分、臼杵、豊後大野、日田、中津）の建築住宅課（班）にて納付
- ・県外在住者・・・県庁土木建築部建築住宅課に大分県証紙を郵送

②提出先及び提出部数

- ・県内在住者・・・住所地を管轄する土木事務所（別府、大分、臼杵、豊後大野、日田、中津）の建築住宅課（班）に正副２部
(うち１部は、写真を除きコピー可)
- ・県外在住者・・・県庁土木建築部建築住宅課に正本１部を郵送（簡易書留）

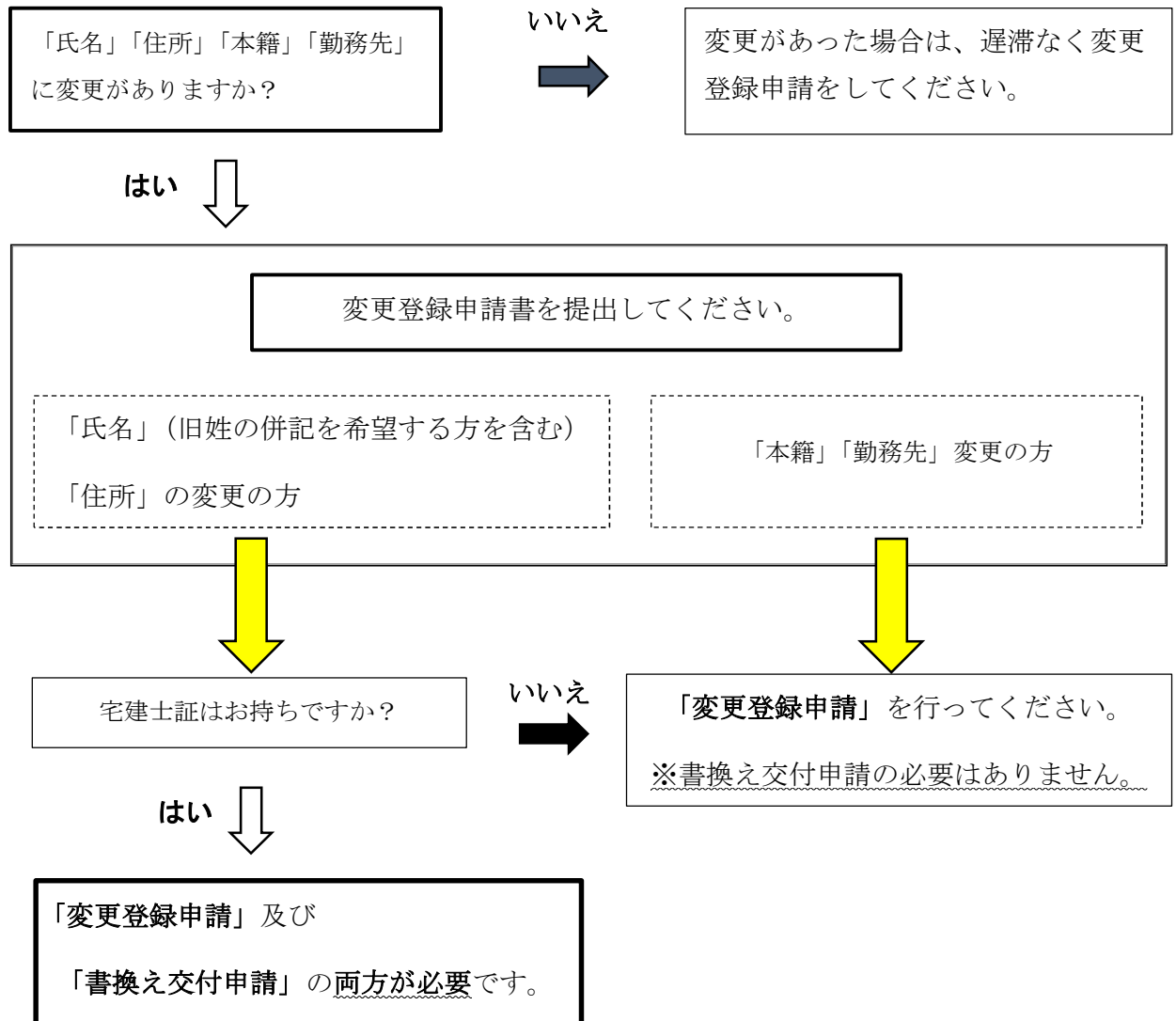
※合格証書の原本及び簡易書留の切手を貼った返信用封筒を同封のこと

- ・電子申請者・・・国土交通省手続き業務一環処理システム（eMLIT）から申請を行って下さい。（県内在住者は管轄する土木事務所宛て、県外在住者は県土木建築部建築住宅課宛て）

2. 宅地建物取引士資格登録簿登録事項の変更申請

資格登録者は、「氏名」「住所」「本籍」「勤務先」等、登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく、登録をしている都道府県へ変更登録申請をしなければなりません。

(1) 変更登録申請フロー



(2) 提出書類等（正副2部、県外在住者は1部）

→・宅建士証の交付を受けている方は②も参照してください。

①変更登録申請

(ア)「氏名の変更」の場合

○宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）

○戸籍抄本又は戸籍謄本

- ・変更年月日記載のもので、旧姓・新姓のつながりがわかるもの
- ・発行日から3か月以内のもの
- ・旧姓併記を希望する場合は、旧姓併記された住民票を持参

※宅地建物取引士証の交付を受けている方が氏名を変更する場合、書換え交付申請書、カラー写真は「宅建協会」若しくは「全日本不動産協会」へ提出

(イ)「住所の変更」（住居表示の変更を含む）の場合

○宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）

○住民票（発行日から3か月以内のもの）

※2度以上の移転がある場合、住民票では移転の経緯を確認できないため、戸籍の附票（本籍地の役所にて発行）が必要です

- ・住居表示変更の場合は、役所発行の証明書でも可
- ・外国籍の方は、国籍等並びに、在留カードに記載の在留資格、在留期間、在留期間の満了の日及び在留カードの番号又は特別永住者証明書に記載の特別永住者証明書の番号の記載のあるもの

(ウ)「本籍の変更」の場合

○宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）

○戸籍抄本又は戸籍謄本（発行日から3か月以内のもの）

(エ)「勤務先の変更」の場合

○宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）

※大分県登録においては、勤務先の証明書の添付は不要です。

○提出先及び部数

- ・ 県内居住者・・・管轄する県土木事務所に提出
(別府、大分、臼杵、豊後大野、日田、中津)

提出部数：正副 2 部

- ・ 県外居住者・・・県庁建築住宅課管理・ニュータウン班あて郵送

提出部数：正本 1 部

※必ず、簡易書留用の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- ・ 電子申請者・・・国土交通省手続き業務一環処理システム（eMLIT）から申請を行って下さい。（県内在住者は管轄する土木事務所宛て、県外在住者は県土木建築部建築住宅課宛て）

※宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第七号）以外該当する上記提出書類を添付してください。

②書換え交付申請

※宅地建物取引士証の交付を受け、「氏名」または「住所」の変更がある者のみ

- (1) 宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第七号の四）
- (2) 宅地建物取引士証（原本）
- (3) 顔写真（縦 3 c m × 横 2 . 4 c m のカラー写真） 1 枚
→氏名の変更がある場合のみ

※県外居住者は、返送のため、簡易書留用の切手を貼った返信用封筒

○提出先及び部数

【氏名変更を含む場合（氏名、氏名+住所）】

提出先・・・下記いずれかの協会へ紙申請または電子申請により直接提出

- ・ (公社) 大分県宅地建物取引業協会 Tel : 097-536-3758
- ・ (公社) 全日本不動産協会 大分県本部 Tel : 097-534-3839

※提出部数については提出先の協会へご確認下さい。

- ・電子申請者・・・国土交通省手続き業務一環処理システム（eMLIT）から申請を行って下さい。

※宅地建物取引士証書換え交付申請書（様式第七号の四）

※添付書類については、申請先の協会へご確認下さい。

【住所変更のみの場合】

- ・県内居住者・・・管轄する県土木事務所に提出

（別府、大分、臼杵、豊後大野、日田、中津）

提出部数：正副 2 部

- ・県外居住者・・・県庁建築住宅課管理・ニュータウン班あて郵送

提出部数：正本 1 部

※必ず、簡易書留用の切手を貼った返信用封筒を同封してください。

- ・電子申請者・・・国土交通省手続き業務一環処理システム（eMLIT）から申請を行って下さい。（県内在住者は管轄する土木事務所宛て、県外在住者は県土木建築部建築住宅課宛て）

※新住所について宅建士証の裏書きをしますので、申請先から連絡があったとき、速やかに申請先へご提出下さい。

3. 宅地建物取引士資格登録移転の申請（正副2部）

登録の移転とは、現在登録している都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の事務所の業務に従事し、又は従事しようとするときに、当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる制度です。

転勤や勤務先の変更等の場合に必ずしも登録移転を申請する必要はないことに留意してください。（ただし、住所、勤務先等が変更になる場合、登録事項の変更は必要になります。）

(1) 他の都道府県 → 大分県に転入する場合

○提出書類及び部数

【紙申請】

下記①～③を正副2部（うち1部コピー可）、④を1部（裏面に氏名記入）

① 登録移転申請書（様式第6号の2）

手数料は大分県証紙を貼り付けること

② 宅建士証交付申請書（様式第7号の2の2）

手数料は大分県証紙を貼り付けること

③ 従事証明書（代表者印があるもの）

様式は県庁ホームページに掲載

※「本店（主たる事務所）」または「従たる事務所」であることを明確にすること。

④ 移転先の宅建士証用写真（縦3cm×横2.4cmのカラー写真）

○提出先等

提出先：現在登録している都道府県へご提出ください。

(2) 大分県 → 他の都道府県に転出する場合

詳しくは、転出先の都道府県にお問い合わせください。

なお、証紙は「転出先の都道府県証紙」となりますので、お間違えのないよう留意してください。

○提出先等

提出先：大分県庁土木建築部建築住宅課管理・ニュータウン班へ郵送
(簡易書留)。

(3) 注意事項

- ① 移転前に、「住所」「本籍地」「従事先」を最新の内容に登録する必要があります。

登録内容と現在の「住所」「本籍地」「従事先」が異なる場合、業法第20条に基づく「変更の登録」手続きが必要となりますので、登録移転を申請する前に、「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第7号）」による登録変更手続きを行ってください。

- ② 都道府県により、従事先の事務所は宅建業の免許にある「本店（主たる事務所）」や「従たる事務所」であれば、登録移転を認めているが、事務所の形態により、登録移転を認めていない場合があるので、勤務先に確認してください。

なお、従事証明書については、「本店（主たる事務所）」または「従たる事務所」であることを、明確にする証明者（勤務先）に依頼してください。

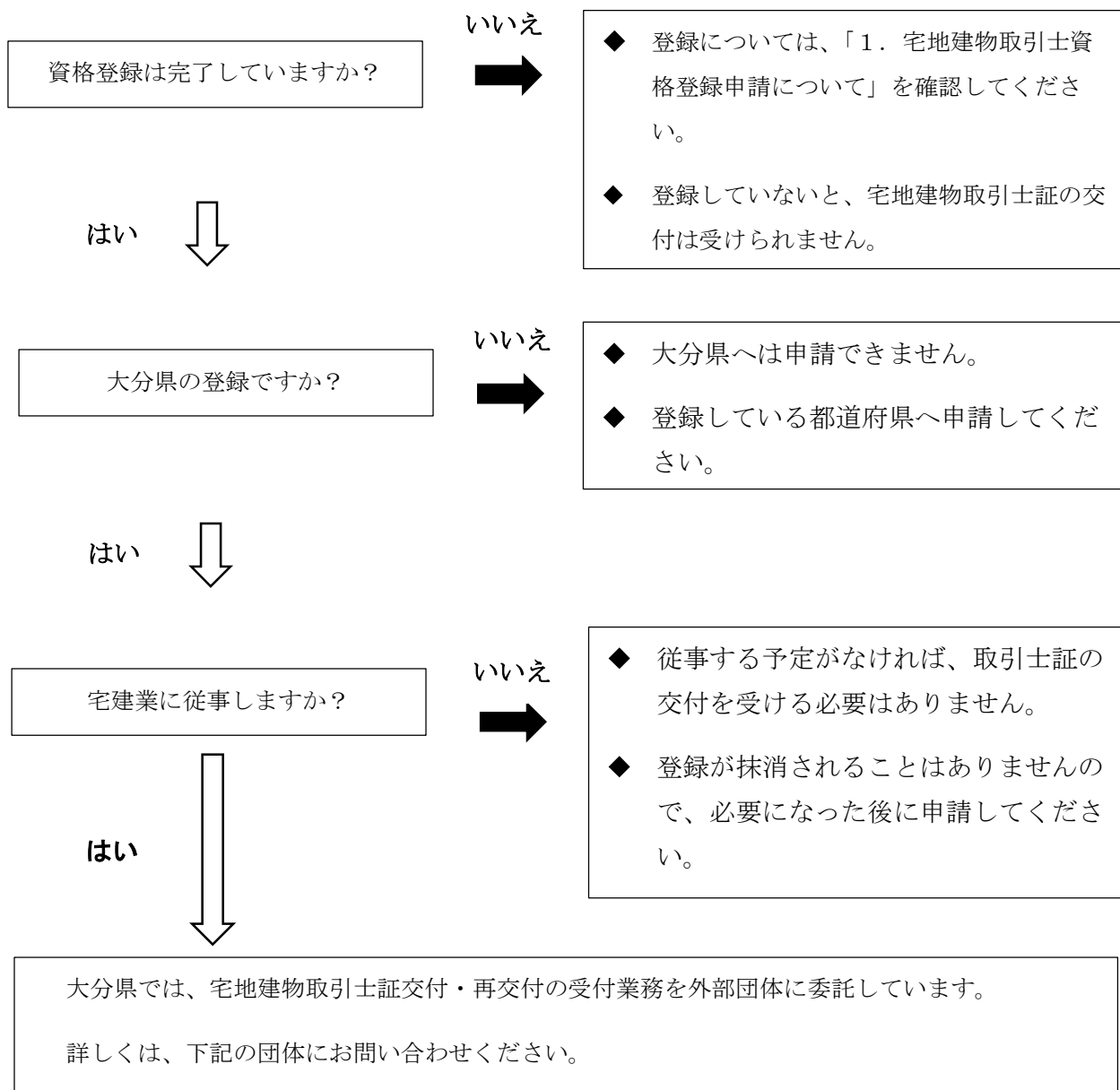
- ③ 宅地建物取引士証の有効期間の余裕がない場合、内容の更新に時間がかかり、有効期間内の登録移転ができない事例が生じています。登録移転の必要性を十分検討のうえ、お早めの手続きをお勧めします。

4. 宅地建物取引士証の交付申請・再交付申請（正本１部）

取引士として業務に従事するためには、宅地建物取引士証の交付を受ける必要があります。取引士証の有効期間は５年間です。

また、試験合格後１年以内に交付を受ける場合を除き、取引士証の交付を受けるためには交付申請６ヶ月以内に講習（法定講習）を受講する必要があります。

(1) 交付申請フロー（※申請先は「宅建協会」若しくは「全日本不動産協会」）



- （公社）大分県宅地建物取引業協会 電話：０９７－５３６－３７５８
- （公社）全日本不動産協会 大分県本部 電話：０９７－５３４－３８３９

(2) 提出書類等

①宅地建物取引士証の交付申請（正本１部）

【紙申請の場合】

- ① 宅地建物取引士証交付申請書（様式第七号の二の二）
- ② 手数料等 大分県収入証紙４，５００円分
- ③ 顔写真（縦３ｃｍ×横２．４ｃｍのカラー写真）
- ④ その他提出先の協会が必要と認める書類

【電子申請の場合】

- 上記③～④について該当する提出書類を添付して下さい。
- 上記②交付手数料について

納付方法については、申請先の協会へご確認ください。

提出及び納付先 ※紙申請、電子申請ともに下記いずれかの協会。

- ・（公社）大分県宅地建物取引業協会 Tel：097-536-3758
- ・（公社）全日本不動産協会 大分県本部 Tel：097-534-3839

②宅地建物取引士証の再交付申請（正本１部）

取引士証を不注意等により紛失した場合、取引士として宅地建物取引業の業務に従事できないだけでなく、他人に悪用される恐れもあります。

紛失しないよう、十分に注意してください。

万一、亡失、滅失、汚損、破損してしまった場合、盗難にあった場合は、速やかに再交付申請を行ってください。

なお、汚損、破損又はその他の事由を理由に申請する場合は、申請者が現に有する宅地建物取引士証を添付してください。

提出書類

【紙申請の場合】

- ① 宅地建物取引士証再交付申請書（様式第七号の五）
- ② 手数料等 大分県収入証紙４，５００円分
- ③ 警察署発行の遺失物届
（なお、自宅内等にあるが、所在を確認できない場合は不要）
- ④ 亡失・滅失に係る理由書（亡失・滅失時のみ）
- ⑤ 顔写真（縦３ｃｍ×横２．４ｃｍのカラー写真）

【電子申請の場合】

- 上記③～⑤について該当する提出書類を添付して下さい。
- 上記②交付手数料について

納付方法については、申請先の協会へご確認ください。

提出及び納付先 ※紙申請、電子申請ともに下記いずれかの協会。

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・（公社）大分県宅地建物取引業協会 | Tel：097-536-3758 |
| ・（公社）全日本不動産協会 大分県本部 | Tel：097-534-3839 |

また、亡失、滅失の場合、再交付申請書提出後、紛失した宅地建物取引士証が見つかった場合には、その取引士証を管轄する土木事務所へ必ず返納してください。

5. 講習（法定講習）を県外で受講する場合（正本1部）

県外に居住している等の理由で、大分県外で講習を受けようとする場合の手続は以下のとおりです。

- ① 講習の実施年月日をお住まいの都道府県の講習実施団体に確認
- ② 【紙申請の場合】下記の提出書類を県庁土木建築部建築住宅課管理・ニュータウン班へ郵送
 - (1) 受講許可申請書（1部）
※申請書の様式は県庁ホームページに掲載
 - (2) 許可証の返信用封筒（切手貼付）
- ③ 【電子申請の場合】
「汎用申請書」にて県庁土木建築部建築住宅課へ申請を行って下さい。
 - 上記（1）を添付して下さい。
 - 上記（2）は県庁土木建築部建築住宅課管理・ニュータウン班へ郵送

なお、許可証の再利用はできないため、何らかの事情で講習を受講できなかった場合は再度申請してください。

6. 宅地建物取引士証の有効期間が満了した場合

取引士証の有効期間の更新をしなかった場合、現在お持ちの取引士証は有効期間の満了をもって失効します。

失効した取引士証は、宅建業法上速やかに返納することが義務付けられています。（法第 22 条の 2 第 6 項）。

速やかに管轄の土木事務所へお返してください。

7. 宅地建物取引士死亡等届出書（正副2部、県外在住者は1部）

宅地建物取引士の登録を受けている者が下記消除事由のいずれかに該当した場合、その日から30日以内（死亡の場合はその事実を知った日）に登録している都道府県知事に届出をしてください。

(1) 提出書類

① 共通

- ・ 宅地建物取引士死亡等届出書（様式第七号の二）
- ・ 宅地建物取引士証（交付を受けている場合）

※電子申請の場合、宅地建物取引士証については、下記提出先に提出してください。

② 消除事由別添付書類

○ 死亡

- ・ 届出者・・・相続人
- ・ 添付書類・・・戸籍謄本

（死亡の事実及び届出者が相続人であることがわかるもの）

○ 法第18条第1項第1～8号（破産者で復権を得ない者等）該当

- ・ 届出者・・・本人
- ・ 添付書類・・・裁判所の判決の写し等（各号に該当していることがわかるもの）

○ 法第18条第1項第12号

（心身の故障により宅地建物取引士の事務を適正に行うことができない者）該当

- ・ 届出者・・・本人又はその法定代理人若しくは同居の親族
- ・ 添付書類・・・医師の診断書（病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込み、その他参考となる所見を記載したもの）

(2) 提出先

県内在住者：正副2部を管轄する県土木事務所（別府、大分、臼杵、豊後大野、日田、中津）

県外在住者：正本1部を、簡易書留にて県庁建築住宅課管理・ニュータウン班まで郵送してください。

電子申請者：国土交通省手続き業務一環処理システム（eMLIT）から申請を行って下さい。（県内在住者は管轄する土木事務所宛て、県外在住者は県土木建築部建築住宅課宛て）

②については、該当する書類を添付してください。

8. 登録消除申請（正副 2 部、県外在住者は 1 部）

登録を受けている方は、自ら、登録消除申請をすることができます。

一旦、登録が消除されると、再度登録する場合は、改めて登録の申請からやり直す必要があります。その場合、申請時点から過去 10 年以内に 2 年以上の実務経験があること、あるいは、登録実務講習を修了してから 10 年以内であることが必要となります。

(1) 提出書類

① 宅地建物取引士資格登録簿登録消除申請書

（大分県宅地建物取引業法施行細則（第 4 号様式）

② 宅地建物取引士証（交付を受けている場合）

※電子申請の場合、宅地建物取引士証については、下記提出先に提出してください。

(2) 提出先

県内在住者：正副 2 部を管轄する県土木事務所（別府、大分、臼杵、豊後大野、日田、中津）

県外在住者：正本 1 部を、簡易書留にて県庁建築住宅課管理・ニュータウン班まで郵送してください。

電子申請者：国土交通省手続き業務一環処理システム（eMLIT）から申請を行って下さい。（県内在住者は管轄する土木事務所宛て、県外在住者は県土木建築部建築住宅課宛て）

9. 提出先一覧

大分県で登録をして県内に居住している者（居住地を管轄する土木事務所へ提出）		
別府土木事務所 (所管市町村) 国東市、姫島村、別府市、杵築市、日出町	別府市大字鶴見字下田井 1 4 - 1	0977-67-0216
大分土木事務所 (所管市町村) 大分市、由布市	大分市向原西 1 - 4 - 2	097-558-2147
臼杵土木事務所 (所管市町村) 臼杵市、津久見市、佐伯市	臼杵市大字臼杵字洲崎 7 2 - 2 5 4	0972-63-4136
豊後大野土木事務所 (所管市町村) 豊後大野市、竹田市	豊後大野市三重町市場 1 1 2 3	0974-22-1056
日田土木事務所 (所管市町村) 九重町、玖珠町、日田市	日田市城町 1 - 1 - 1 0	0973-23-2141
中津土木事務所 (所管市町村) 豊後高田市、中津市、宇佐市	中津市中央町 1 - 5 - 1 6	0979-22-2110
大分県で登録をして県外に居住している者		
【郵送先】 〒 8 7 0 - 8 5 0 1 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号 大分県土木建築部建築住宅課 管理・ニュータウン班 TEL 0 9 7 - 5 0 6 - 4 6 8 2		
各団体連絡先		
【大分県宅地建物取引業協会】 大分市顕徳町 2 丁目 4 - 1 5 TEL 0 9 7 - 5 3 6 - 3 7 5 8		
【全日本不動産協会 大分県本部】 大分市新町 1 9 番 1 号 TEL 0 9 7 - 5 3 4 - 3 8 3 9		

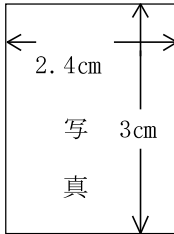
＜参考＞県内市町村 市区町村コード

コード（6桁）	市町村	コード（6桁）	市町村
4 4 2 0 1 1	大分市	4 4 2 1 0 1	杵築市
4 4 2 0 2 0	別府市	4 4 2 1 1 9	宇佐市
4 4 2 0 3 8	中津市	4 4 2 1 2 7	豊後大野市
4 4 2 0 4 6	日田市	4 4 2 1 3 5	由布市
4 4 2 0 5 4	佐伯市	4 4 2 1 4 3	国東市
4 4 2 0 6 2	臼杵市	4 4 3 2 2 1	姫島村
4 4 2 0 7 1	津久見市	4 4 3 4 1 7	日出町
4 4 2 0 8 9	竹田市	4 4 4 6 1 8	九重町
4 4 2 0 9 7	豊後高田市	4 4 4 6 2 6	玖珠町

※その他の市区町村コードは総務省のホームページよりご確認ください。

登 録 申 請 書

(第一面)



宅地建物取引業法第19条第1項の規定により、同法第18条第1項の登録を申請します。

令和〇年 〇月 〇日

大分県知事 殿

郵便番号 (870-8501)

申請者 住 所 大分市大手町3丁目1番1号

氏 名 大分 太郎

受付番号

受付年月日

登録番号

項番 ◎申請者に関する事項

11	フリガナ	オ	オ	イ	タ	タ	ロ	ウ											
	氏 名	大	分		太 郎														
	生 年 月 日	S		◆	◆	年	◆	◆	月	◆	◆	日	性 別	1	1. 男 2. 女				
	郵便番号	8	7	0		8	5	0	1										
	住所市区町村コード [※]	4	4	2	0	1	1	大分都道府県 大分市市区 区町村											
	住 所	大	手	町	3	丁	目	1	番	1	号	住民票・身分証明書の に記載してください。							
	電 話 番 号	0	9	7	-	0	0	-	×	×	×								
	本籍市区町村コード [※]	4	4	2	0	1	1	大分都道府県 大分市市区 区町村											
	本 籍	向	原	西	1	丁	目	4	番	2	号								

確認欄

◎実務経験に関する事項

12	実務経験先の免許証番号	44 ()	0000	商号又は名称	株 式 会 社 ○ ○ 不 動 産
	実務経験先での職務内容	営 業		期 間	R011231 ~ R031231
	実務経験先の免許証番号	()		商号又は名称	
	職務内容			期 間	~
	免許証番号	()		商号又は名称	
	職務内容			期 間	~
				合 計	0 2 年 0 0 月間

12と13は
する方を

確認欄



◎国土交通大臣の認定に関する事項

13	認定コード	1	認定年月日	R-01	年	12	月	31	日	*
----	-------	---	-------	------	---	----	---	----	---	---

確 認 欄

◎試験に関する事項

14	合格証書番号	1	9	4	4	0	0	0	0	合格年月日	R	01	年	12	月	01	日	*
----	--------	---	---	---	---	---	---	---	---	-------	---	----	---	----	---	----	---	---

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

15	商号又は名称	株 式 会 社 ○ ○ 不 動 産							場合は記入してください (従事先が変更になった場合は 変更届を提出してください)。	確認 *
	免許証番号	4	4	()		0	0	0		

確認欄

□

誓 約 書

私は、宅地建物取引業法第18条第1項第3号から第12号までに該当
しない者であることを誓約します。

最新の様式を使用してください。

令和○ 年 ○ 月 ○ 日

氏 名 大分 太郎

大分県 知事 殿

実 務 経 験 証 明 書

		(フリガナ) 被証明者氏名	オオタ 次郎 大分 太郎
実務経験先及び在職期間		証 明 者	
免許証番号	大分県知事（0）第0000号	免許証番号	国土交通大臣（ ）第 号
商号又は名称	株式会社〇〇不動産		大分県知事（ 0 ）第 0 0 0 0 号
職務内容	営業	商号又は名称	株式会社〇〇不動産
従業者証明書番号	1 9 1 2 0 1		
在職期間	令和元年 1 2 月 3 1 日から 令和3年 1 2 月 3 1 日まで 2 年 0 月間	代表者氏名	大分 次郎
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣（ ）第 号
商号又は名称			県知事（ ）第 号
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	代表者氏名	
免許証番号		免許証番号	国土交通大臣（ ）第 号
商号又は名称			県知事（ ）第 号
職務内容		商号又は名称	
従業者証明書番号			
在職期間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間	代表者氏名	
在職期間計		2 年 0 月間	

- 備 考
- 1 証明は実務経験先の宅地建物取引業者等が行うものとし、申請者が宅地建物取引業者（法人であるときはその役員）であるときは、他の宅地建物取引業者等が証明すること。
- 2 証明者が法人である場合においては、代表者が証明すること。
- 3 実務経験先の免許が変更されているときは、区別して記載すること。

記入例

様式第七号（第十四条の七関係）

(A 4)

3 3 0

宅地建物取引士資格登録簿 変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和〇年 〇月 〇日

大分県 知事 殿

変更した事項の項番のみ
記入してください。

申請者 氏 名
生年月日

大分 太郎
昭和◆年 ◆月 ◆日

受付番号 * 受付年月日 * 申請時の登録番号 4 4 0 0 0 0

項番 ◎申請者に関する事項

11	変 更 年 月 日	R	0	1	年	1	2	月	3	1	日
変更後	フリガナ	オ オ イ タ タ ロ ウ									
	氏 名	大 分 太 郎									
変更前	フリガナ	ベ ッ プ タ ロ									
	氏 名	別 府 太 郎									

各項番の変更新年月日は、住民票等に
記載されているものと合わせてください。

12	変 更 年 月 日	R	0	1	年	1	2	月	3	1	日
変更後	郵便番号	8 7 0 8 5 0 1									
	住所市区町村コード	4 4 2 0 1 1 大分都道府県 大分市市区 区									
	住 所	大 手 町 3 丁 目 1 番 1 号									
	電 話 番 号	0 9 7 - 〇 〇 〇 - × × × ×									
変更前	住 所	大分市向原西1丁目4番2号									

携帯電話番号も可

13	変 更 年 月 日	R	0	1	年	1	2	月	3	1	日
変更後	本籍市区町村コード	4 4 2 0 1 1 大分都道府県 大分市市区 区町									
	本 籍	大 手 町 3 丁 目 1 番 1 号									
変更前	本 籍	大分市向原西1丁目4番2号									

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14	変 更 年 月 日	R	0	1	年	1	2	月	3	1	日
変更後	商号又は名称	株 式 会 社 〇 〇 不 動 産									
	免許証番号	4 4 () 0 0 0 0									
変更前	商号又は名称	株式会社■■不動産									
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 0 0 0 0 号 大分県知事									

入退社の日付を記入

記入例

様式第七号の四（第十四条の十三関係）

(A4)

3 6 0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

令和○年 ○月 ○日

大 分 県 知 事 殿

申請者 発行番号 第00000000号

宅建士証に記載

郵便番号 (870-8501)

住 所 大分市大手町3丁目1番1号

氏 名 大分 太郎

電話番号 (097) ○○○-xxxx

受付番号

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

受付年月日

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

申請時の登録番号

4 4 [] [] 0 0 0 0 [] []

受講年月日

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

宅建士証の交付年月日を記入

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	交 付 年 月 日
(フリガナ) 氏 名	大分 太郎	別府 太郎	令和○年○月○日
住 所	大分市大手町3丁目1番1号	大分市向原西1丁目4番2号	令和◆年◆月◆日

確認欄
* []

変更のある事項のみ記入してください。

記入例

様式第六号の二（第十四条の五関係）

(A 4)

3 2 0

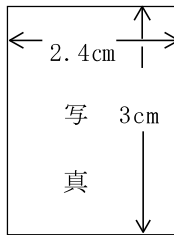
登録移転申請書

大分県の収入証紙を貼付

証 紙 欄

(消印してはならない)

宅地建物取引業法第19条の2の規定により、登録の移転を申請します。



大分県知事 殿

令和〇年 〇月 〇日

郵便番号 (870-8501)
申請者 住 所 大分市大手町3丁目1番1号

氏 名 大分 太郎

移転前の都道府県知事
の受付番号

* [] [] [] [] [] [] [] []

移転前の都道府県知事
の受付年月日

* [] [] [] [] [] [] [] []

移転前の登録番号

〇〇 [] [] [] [] [] [] [] []

移転後の都
道府県知事

移転後の都道府県知事
の受付番号

4 4 * [] [] [] [] [] [] [] []

移転後の都道府県知事
の受付年月日

* [] [] [] [] [] [] [] []

移転後の登録番号

* [] [] [] [] [] [] [] []

項番 ◎申請者に関する事項

フリガナ	大分 太郎														
氏 名	大分 太郎														
生 年 月 日	S	[]	[]	[]	年	[]	[]	月	[]	[]	日	性 別	1	1. 男 2. 女	
郵便番号	8	7	0	[]	8	5	0	1							
住所市区町村コード	4	4	2	0	1	1	大分都道府県		大分市市区		区町村				
住 所	大 手 町 3 丁 目 1 番 1 号														
電 話 番 号	〇	〇	〇	-	×	×	×	-	△	△	△	△			
本籍市区町村コード	4	4	2	0	1	1	大分都道府県		大分市市区		区町村				
本 籍	向 原 1 丁 目 4 番 2 号														

確認欄
*

◎移転に関する事項

移転前の都道府県知事	〇	〇	移転の理由	大分県内で宅建業に従事するため										
------------	---	---	-------	-----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

確認欄
*

◎移転後において業務に従事し、又は従事しようとする宅地建物取引業者に関する事項

商号又は名称	〇	〇	不 動 産 株 式 会 社									
免許証番号	4	4	()	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]	[]

大分県内の宅建業者に従事していること。
(大臣免許業者の場合、大分県内にある事務所に勤務していること。)

確認欄
*

記入例

様式第七号の二の二（第十四条の十関係）

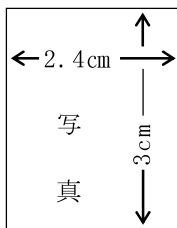
(A 4)

3 5 0

宅地建物取引士証 交付申請書

証 紙 欄

(消印してはならない)



下記により、宅地建物取引士証の交付を申請します。

令和○年 ○月 ○日

大分県 知事 殿

郵便番号 (870-8501)
申請者 住 所 大分市大手町3丁目1番1号
氏 名 大分 太郎

申請の種類

1

1. 新規
2. 更新
3. 登録の移転

受付番号

* [] [] [] [] [] [] [] []

受付年月日

* [] [] [] [] [] [] [] []

申請時の登録番号

4 4 [] [] 0 0 0 0 [] []

受講年月日

* [] [] [] [] [] [] [] []

住 所	大分市大手町3丁目1番1号	
	電話番号(097)○○○-××××	
(フリガナ)氏 名	オオタ 太郎 大分 太郎	
生 年 月 日	昭和◆年 ◆月 ◆日	
業務に従事している 宅地建物取引業者に 関する事項	商 号 又 は 名 称	株式××不動産
	免 許 証 番 号	国土交通大臣 ()第0000号 大分県知事
新 規 の 場 合	試験の合格後1年を経過しているか否かの別	1年を経過して{ いる / <u>いない</u> }
更新又は登録の移転の場合	現に有する宅地建物取引士証の有効期限	令和△年 △月 △日
この者は、宅地建物取引業法第22条の2第2項又は第22条の3第2項の規定において準用する同法第22条の2第2項の規定による講習を修了したことを証します。		
年 月 日		
更新又は登録移転の場合、記入不要		新規の場合、記入不要
講習実施者		印

確認欄
*

様式第七号の五（第十四条の十五関係）

以前宅建士証を持っており、
期限が切れている場合は、
再交付ではなく新規で申請してください。

(A 4)

3 7 0

宅地建物取引士証再交付申請書

令和○年 ○月 ○日

大 分 県 知 事 殿

郵便番号 (8 7 0 — 8 5 0 1)
申請者 住 所 大分市大手町3丁目1番1号
氏 名 大分 太郎

電話番号 (0 9 7) ○○○—××××

受付番号	受付年月日	申請時の登録番号
*	*	4 4 0 0 0 0
受講年月日		
*		

宅地建物取引業法施行規則第 14 条の 15 の規定により、下記のとおり宅地建物取引士証の再交付を申請します。

住 所	大分市大手町3丁目1番1号
(フリガナ) 氏 名	大分 太郎
生 年 月 日	昭和◆年 ◆月 ◆日
再交付を申請する理由	1. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損 5. その他の事由 ○月△～□日の間（いつ）、通勤途中の大分駅から職場までの間（どこで） 自転車で通勤中に財布ごと落とした（どのようにして） と思われます。 紛失を確認した○月□日に××警察署に紛失届を提出しました（その後の対応）。 今後はこのようなことのないよう十分注意します（今後について）。

確認欄
*

記入例

様式第七号の二（第十四条の七の二関係）

(A 4)

3 4 0

宅地建物取引士死亡等届出書

宅地建物取引士について、宅地建物取引業法第21条の規定により、次のとおり届け出ます。

令和〇年 〇月〇日

大分県 知事 殿

届出者の住所を記入

届出者 住 所 大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号

氏 名 大分 太郎

受付番号

受付年月日

届出時の登録番号

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

* [] [] [] [] [] [] [] [] [] []

4 4 [] [] 0 0 0 0 [] []

宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者と届出人の関係		☒ 1. 相続人 2. 本人 3. 法定代理人 ☐ 4. 同居の親族	
届出人は届出理由によって異なるため注意 届 出 の 理 由 宅建士証に記載		☒ 1. 死亡 2. 法第18条第1項第1号 3. 法第18条第1項第2号 4. 法第18条第1項第3号 5. 法第18条第1項第4号 6. 法第18条第1項第5号 7. 法第18条第1項第6号 8. 法第18条第1項第7号 9. 法第18条第1項第8号 10. 法第18条第1項第12号	
宅地建物取引業法第18条第1項の登録を受けている者の氏名		大分 花子	性 別 1. 男 ☒ 2. 女
生 年 月 日		昭和◆年 ◆月 ◆日	
登 録 年 月 日		平成△年 △月 △日	
本 籍		大分市向原西 1 丁目 4 番 2 号	
住 所		大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号	
業務に従事する(又はしていた)宅地建物取引業者に関する事項	商号又は名称	株式会社××不動産	
	免許証番号	国土交通大臣 () 第 0 0 0 0 号 大分県 知事	
届 出 事 由 の 生 じ た 日		令和×年 ×月 ×日	

確認欄

* []